

しょうめいしょ
証明書の

6月8日から

コンビニ交付がスタート

6月8日(火)から、マイナンバーカード(個人番号カード)を利用してコンビニエンスストアで証明書の発行ができる「コンビニ交付サービス」を開始します。

● 市民課(住民票の写し・印鑑登録証明書)
税務課 市民税担当(所得課税証明書)

とても簡単！取得までの流れ

- 1 カードをマルチコピー機にセット
- 2 画面の指示に従って操作
- 3 4桁の暗証番号を入力 ※カード取得時に設定した利用者証明用電子証明書暗証番号
- 4 証明書発行



画面はコンビニエンスストアによって異なります

利用時間

6時30分～23時

※店舗営業時間内のみ。

※6月19日(土)8時30分～6月20日(日)21時はメンテナンスのためサービスを停止します。最新のサービス停止情報は市ホームページで確認できます。

利用できる店舗

全国のマルチコピー機が設置されているコンビニエンスストアなど(セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップなど)

取得できる証明書

取得できる証明書	手数料	取得できる人
住民票の写し ※住民票コード、個人番号などは記載できません	300円	本人または同一世帯の人
印鑑登録証明書	300円	本人
所得課税証明書	300円	本人

利用上の注意

- 誤って取得した場合、交換や返金はできません。
- 暗証番号を連続して3回間違えると利用できなくなり、市役所で再設定が必要です。
- 市に住民登録がない人(転出した場合など)の証明書は取得できません。
- 印鑑登録証明書を窓口で取得する場合は今までどおり印鑑登録証または市民カードが必要です。
- 手数料の免除規定に該当する人もコンビニ交付の場合は交付手数料が必要です。
- 市役所窓口で交付する証明書とは用紙が異なります。(A4サイズの普通紙)
- 証明書には高度な偽造・改ざん防止技術が施されるため印刷に時間がかかります。発行されるまでその場を離れないでください。

マイナンバーカードを作るには

マイナンバーカードを持っていない人には、1月から3月にかけて地方公共団体情報システム機構から二次元コード付きの交付申請書が送付されています。交付申請書を確認し、下のいずれかの方法で申請をしてください。

令和2年5月までに「通知カード」を受け取った人はカードに付属している交付申請書を使うこともできます。

- 交付申請書が見当たらない人は市民課で再発行します。詳細は問い合わせください。



交付申請書

申請

スマートフォン



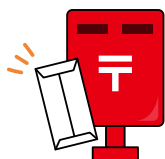
- ①スマートフォンのカメラで顔写真を撮影
- ②交付申請書の二次元コードを読み込み、申請用ウェブサイトへアクセス
- ③画面に従って必要事項を入力し、顔写真を添付して送信

パソコン



- ①デジタルカメラなどで顔写真を撮影し、パソコンに保存
- ②申請用ウェブサイトへアクセス
- ③画面に従って必要事項を入力し、顔写真を添付して送信

郵送



- ①交付申請書に顔写真を貼り、必要事項を記入
- ②返信用封筒に入れて郵送

証明写真機



- ①対応する証明写真機のタッチパネルで「個人番号カード申請」を選択
- ②お金を入れ、交付申請書の二次元コードを読み取る
- ③案内に従って必要事項を入力し、顔写真を撮影して送信

▼ 1～2カ月で市民課から交付通知書を送付します ▼

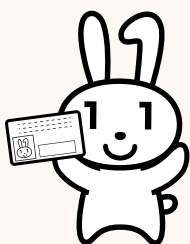
交付



通知書に記載の必要書類を持参して、受け取りに来庁してください。

申請する際に来庁し、本人限定受取郵便でカードを受け取る「申請時来庁方式」もあります。詳細は市民課に問い合わせください。

マイナンバーカードや、制度に関する問い合わせは



マイナンバー総合フリーダイヤル

0120(95)0178

月～金曜日 9時30分～20時

土・日曜日、祝日 9時30分～17時30分

筑紫出張所の日曜日証明書交付サービスを終了します

コンビニ交付サービスの開始に伴い、筑紫出張所(筑紫コミュニティセンター内)での日曜日証明書交付サービスを9月末をもって終了します。